

こんなことは虐待になります

種類	例	こんなサインが…
身体的虐待 体に傷や痛みを負わせたり、身動きが取れないようにしたりすること。		体に傷やあざ、やけどの跡がある。急におびえたり、恐がったりする。傷やあざなどの説明が変化するなど
性的虐待 無理やり（同意と見せかけ）わいせつなことをしたり、させたりすること。		肛門や性器などに出血や傷が見られる。人目を避け、部屋に一人でいたがる、人に相談するのをためらうなど
心理的虐待 侮辱したり拒絶したりするような言葉や態度で、精神的な苦痛を与えること。		おびえる、泣く、叫ぶなどパニックを起こす。攻撃的な態度になる。自分で自分を傷つけるなど
放棄・放任（ネグレクト） 食事や入浴、洗濯、排せつなどの世話や介助をほとんどせず、心身を衰弱させること。		体から異臭がするなど衛生状態が悪い。ひどく空腹を訴え、栄養失調が見られる。学校や職場などに出てこないなど
経済的虐待 本人の同意なしに財産や年金、賃金などを使うこと。また理由なく金銭を与えないこと。		お金を使っている様子が見られない。生活費などの支払いができていないなど



▲市内の作業所でシタケのパック詰めの仕事をする皆さん

障がい者を虐待から守りましょう

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）が、10月1日から施行されました。この法律は、虐待で障がい者の権利や尊厳が脅かされることを防ぐために作られました。障がい者の安定した生活や社会参加を助けるため、みんなで虐待の防止に取り組みしましょう。

□問い合わせ 社会福祉課☎26-2111（内線136）

通報や支援などの相談窓口

市では、社会福祉課内に「市障がい者虐待防止センター」を設置しました。このセンターは、障がい者の虐待に関する通報や届け出、養護者の支援などの相談を受け付けています。虐待に気付いたら、速やかに通報してください。

☎ 市障がい者虐待防止センター☎26-2212、☎25-7294、社会福祉課☎26-2111（内線136）、✉ shakaifukushi@city.ena.lg.jp

障がい者とは

- ・身体機能に障がいがある方（身体障がい者）
- ・知的機能に障がいがある方（知的障がい者）
- ・精神疾患がある方（精神障がい者）
- ・発達障がいがある方
- ・その他、心身の機能障がい日常生活や社会生活の制限を受ける方

※18歳未満の方や障害者手帳がない方も含まれます

責任や義務を定めた法律
 障がい者虐待防止法には、誰も障がい者を虐待してはいけないことや、国や地方公共団体の責任や義務が定められています。
 また障がい者に関わる方には、障がい者への虐待を早く発見する努力を、虐待を受けたと思われる障がい者を発見した方には、通報する義務を定めています。学校や保育園などに通ったり医療機関を利用したりする障がい者への虐待の防止対策を、校長や園長、管理者などに義務付けています。
 障がい者虐待は、障がい者の生活の世話などをする家族や親族、同居者による虐待（養護者の虐待）と、障がい者福祉施設などで働く職員による虐待（障がい者福祉施設従事者などの虐待）、障がい者を雇っている事業主などによる虐待（使用者の虐待）で、身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、放棄・放任（ネグレクト）、経済的虐待の5種類に分けられています。
 虐待している人には、その自覚がなかったり、虐待されていても助けを求めなかったりする場合があり、虐待を防ぐには、小さな兆候を見逃さずに、早く発見することが大切です。

※障がいがある方などにもこの記事を知ってもらうため、特別に全ての漢字に振り仮名が付けてあります